

## 伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例の改正(案)について

心身障害者医療費助成制度は、心身障害者の保健向上と福祉増進を図ることを目的とし、医療保険の自己負担分を助成しています。

神奈川県では平成20年度以降制度改正し、本人の医療窓口における一部負担金の導入、65歳以上で新たに障害認定を受けた方の制度適用を除外、所得制限を導入しました。また、平成24年度からは精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方の通院医療を対象に加えました。

これに対し、伊勢原市は制度の対象外になった方にも助成し、本人負担を無料としています。

本市では、現在まで県の制度改正後も助成を継続していましたが、本事業の安定的な運営と精神障害者の施策の充実のため、県の制度にあわせた条例の改正を行うものです。

### 改正内容

1. 精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方で1級に該当する方(入院医療に係る医療費を除く)を助成対象に加えます。
2. 現行制度対象者も含め所得制限を実施します。所得制限では、前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額(本人の所得が扶養親族がいない場合は年間360万4千円)以上の方は助成の対象外となります。
3. 65歳以上で初めて障害手帳の交付を受けた方を助成の対象外とします。ただし、現制度において助成対象となっている方は、引き続き対象となります。